

# 国民年金にゆとりをプラス

国民年金基金は、自営業などの人があゆとりある老後を過ごすことができるよう、国民年金に上乗せの給付を行う制度です。

## 加入条件は

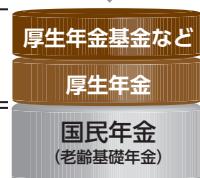
県内に住民登録があり、次の人々が加入できます。  
 ①20歳以上60歳未満の国民年金  
 第1号被保険者で保険料を納めている。  
 ②60歳以上65歳未満で、国民年金に任意加入して保険料を納めている。

## 制度の仕組みは

- 1口から加入できます。掛け金は加入時の年齢や性別で決まります。1ヶ月の掛け金が68,000円以内なら何口でも加入できます。
- 受け取る年金月額は、35歳までに加入した人で、1口目は20,000円、2口目以降は1口当たり10,000円です。
- 掛け金は、全額社会保険料控除の対象となります。

## 注意事項

- 次の人は加入できません。
- 国民年金保険料の免除や猶予などを受けている人
- 海外に居住し、国民年金に任意加入している人
- 農業者年金に加入している人
- 付加年金に加入している人
- 次的人は加入できません。



**申し込み・問い合わせ先**  
千葉県国民年金基金  
☎ 043-221-6370

## 市税・保険料・使用料など

## 納付は期限内に

### 【問い合わせ先一覧】

主な債権の種別など		問い合わせ先	
強制徴収公債権	市税、国民健康保険税	税務課収税班 (☎62-5322)	
	後期高齢者医療保険料	保険年金課高齢者医療年金班 (☎62-5882)	
	保育料	子育て支援課保育班 (☎62-5313)	
	介護保険料	高齢者福祉課介護保険班 (☎62-5308)	
	下水道受益者負担金・使用料	下水道課管理班 (☎62-5357)	
非強制徴収公債権	農業集落排水処理施設使用料	農水産課農業基盤整備班 (☎68-1173)	
	市営住宅家賃	財政課管財営繕班 (☎62-5315)	
	学校給食費	旭市第一学校給食センター (☎62-0366) 旭市第二学校給食センター (☎55-2246)	
	放課後児童クラブ受託料	学校教育課学務班 (☎55-5724)	
	水道料金	水道課業務班 (☎63-9180) 旭市水道お客様センター (☎63-8881)	
多重債務に関する相談		旭市消費生活センター (☎62-8019) ※午前9時～午後4時	

市が実施しているさまざまな行政サービスは、皆さんの納付の積み重ねによって成り立っています。昨今の厳しい経済状況の中でも、ほとんどの人は納期限内に納付をしています。

市税や保険料など市への納付金は、納期限内での自主納付が原則です。督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、滞納処分(差し押さえなど)の対象となります。

「住宅ローンがあるから払えない」「車のローンがあるから払えない」などは、決して滞納の理由になりませんし、納付義務を免れるものではありません。税金の納付は全ての債務(借金含む)に優先されると、法律(地方税法)によって定められています。趣旨を理解の上、納期限内に納付しましょう。

### 納付に困ったときは相談を

病気や失業、災害、生活困窮などのやむを得ない事情により、納期限内の納付が困難になった場合は、納付計画などの相談に応じています。早めに担当課に相談してください。多重債務などで困っている人は、旭市消費生活センターに相談してください。

### 納付は口座振替で

市では、口座振替による納付を原則化しています。現在、市税・保険料・各種使用料などを納付書で納めている人は、便利で納め忘れのない口座振替への切り替えに協力してください。